

白老町告示 30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年 6月 9日

白老町長 戸 田 安 彦



1 都市計画の種類
道路

2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分

| 種別 | 名称 | 起点 | 終点 | 主な経由地 |
|------|--------------|---------|-------|--------|
| 幹線道路 | 3・4・107号 公園通 | 白老町日の出町 | 白老町本町 | 白老町末広町 |

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 縦覧場所

白老町建設課